



●異次元の少子化対策を受けた育児介護休業法改正の方向性①

政府が推進しようとしている異次元の少子化対策を受け、来年の通常国会では育児介護休業法等の改正が行われる見込みとなっていますが、その前提となる情報が始まっています。今回は審議会における最新の検討内容をご紹介します。

【育児との両立支援】

◆子が3歳になるまでの両立支援の拡充

- ①テレワーク活用の努力義務化
- ②現行の短時間勤務制度の見直し
 - ・原則の6時間以外の勤務時間の設定も促す
 - ・短時間勤務制度の代替措置としてテレワークを追加

◆子が3歳～小学校就学の両立支援の拡充

柔軟な働き方実現の措置として二つ以上選択する義務

- ・始業時刻等の変更
- ・短時間勤務制度
- ・テレワーク(勤務時間短縮は無し)
- ・保育施設の設置運営その他の便宜の供与
- ・新たな休暇の付与



【介護との両立支援】

◆介護の両立支援制度および制度趣旨の周知

介護離職を防止するため、制度の周知。両立支援制度は、緊急対応の介護および介護体制の構築のための期間であることも併せて周知。

◆介護休業

現行の介護休業制度の、休業期間や分割回数についての見直し

◆介護休暇・介護期のテレワーク

- ①介護休暇
勤続期間により対象から除外する労使協定の廃止
- ②介護期のテレワーク活用の努力義務化

その他トピックス

●「年収の壁」支援強化パッケージ公表

厚生労働省は今年10月から開始する、「年収の壁」を意識せずに働くことができる支援策について、公表している。概要は以下の通り

106万円の壁 ※社会保険加入者100名以上の企業は、年収106万円以上の見込みへの対応
収入がある労働者を被用者保険に加入させなければならない。

◆キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

- ①新たに保険加入した労働者に対し、発生する社会保険料(本人負担)相当分の給与を上乗せ支給することで労働者の手取り減少を抑えた事業主に対して支給
⇒1人当たり最大50万円の助成
- ②新たに保険加入した労働者に対し、所定労働時間の延長と賃金単価の増額を組み合わせることで、労働者の収入増加を実現した事業主に対して支給
⇒1人当たり30万円の助成

*①②合算して1人当たり最大50万円 *令和7年度末までの保険適用者が対象

◆社会保険適用促進手当

「社会保険適用促進手当」として新たに発生する社会保険料(本人負担)を支給した場合、当該手当は保険料算定の基礎となる報酬として考慮しないこととする。

130万円の壁 ※健康保険の被扶養者であることの要件の一つとして、年収(見込み)が130万円を超えてはならない。

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者(第3号被保険者等)について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

その他 労働推進の施策

◆配偶者手当の見直しの促進

配偶者手当が就業調整の一因になることをセミナー等で周知するとともに、配偶者手当の見直し(不利益変更にあたる)を検討する企業に対して、見直しのための手順をフローチャートで示す等分かりやすい資料を作成・公表することで支援する。

◆業務改善助成金の活用推進

生産性向上に資する設備投資等を行うと同時に、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた企業に対し、当該設備投資に係る費用の75%~90%を助成する。

●【令和6年10月】社会保険適用拡大(51人以上)の広報

令和4年10月から、従業員101人以上規模の企業が社会保険適用拡大の対象となっているが、来年10月には、従業員51人以上規模の企業も社会保険適用拡大の対象となり、既に対象となっている企業であっても、配偶者の扶養が非該当となる手続きが増えることが予想される。企業においては、早めにパートタイマーに対して適用拡大に関する制度や発生する影響について説明することが求められる。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/> (適用拡大特設サイト)

セミナー開催のご案内!

多様化するハラスメントへの対策はお済みですか?

社内ハラスメント防止セミナー

厚生労働省は、マタハラ、セクハラに続き、パワハラ対策として企業に防止処置を義務付けています。本セミナーではハラスメントに対する法律、取るべき防止策、ハラスメント発覚時の初動対応、事実関係の調査方法等のハラスメント対応実務を社労士が解説します。



開催地	日時	場所
大阪市 東淀川区	● 11月22日(水)	KOKO PLAZA ※JR新大阪駅東口から徒歩4分

★参加ご希望の方は、本情報誌最下部に記載の【お問合せ】までお気軽にご連絡ください。

今月の無料相談会

開催	日時・場所	備考
京都	日時:10/12(木) 13:00 - 17:00 場所: 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※京都会場 次回 11月の開催予定は11/9(木)13:00-17:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)
大阪	日時:10/13(金) 13:00 - 15:00 場所: グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」 プロジェクトルーム E	※大阪会場 次回 11月の開催予定は11/10(金)13:00-15:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(ナレッジサロン受付へ)
東京	日時:10/19(木)10:00 - 17:00 場所: ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記問合せ先までご連絡下さい。
お問合せ先	info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局) ※京都・大阪会場はご予約不要ですが、ご予約頂いた方優先になりますのでご了承ください	

～発行元～

一般社団法人えがお・ワークラボ



代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:社労士4名、行政書士1名、職員14名>

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL: (075)352-2848 FAX: (075)320-3689

【支店】 東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合せ先】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)